

これらは、統計から見てきた女性の生活の実態です。



—女性の貧困が子どもに連鎖する— 社会的な孤立を防ごう

NPO法人
さいたまユース
サポートネット
代表 青砥 恭さん



「貧困で将来を諦めざるを得ない」

「さいたまユースサポートネット」では、さいたま市の受託事業として、生活が困窮している家庭の子どもを中心に学習支援をしており、私も様々な一人親家庭のケースに接してきました。学習支援教室に来ている子ども達の中には、母子家庭が8割以上います。母子家庭の場合は、もともと日本では女性が経済的に自立しにくいこともあり、特に貧困が子どもへと連鎖しやすいです。親が貧困だった場合、自分が子どもを持った際に親元を頼ることも難しく、ますます貧困が再生産されてしまいます。母子家庭が貧困と孤立に陥る一つのパターンを図示してみました(図)。この場合、父親のDVを原因として離婚したことで、家庭が崩壊しました。主な稼ぎ手だった父親から切り離され、生活困窮に追い込まれます。日々の生活にも追い詰められる状況

で、学校の勉強についていくのが難しくなっていました。さらに離婚で転居した場合、子どもが転居先の学校に馴染めなくて不登校になってしまうケースもあります。このような状況の中で、子どもが進学するための学力・意欲の格差が生じてしまいます。貧困によって、将来に対する意欲をまず失ってしまうのです。

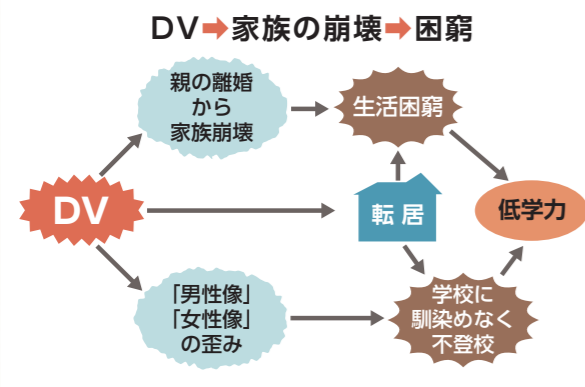
「周囲に相談できる環境が大事」

貧困問題の根幹には社会的孤立を伴っていることが多いです。貧困から救う制度があっても、周りに相談できる人がおらず、制度を知らないということもあります。母子家庭に限らず、地域でどこまでケアできる体制が整っているか、ちょっとした声掛けができる地域的な繋がりが大切だと感じています。

「さいたまユースサポートネット」は、独自に母子家庭などの子どもや若者達が集まる『居場所』を提供しています。こうしたコミュニティの中で相互に交流が生まれ、孤立化が防がれているという側面もあります。ここの教室で勉強を教わったある子どもは、大学へ進学した後、今度は自分がこの教室で生活に困窮した子ども達に勉強を教えています。子ども達が将来に希望を持つためには、貧困を固定化しないことが大切です。

●NPO法人 さいたまユースサポートネット

高校を中退、通信制高校生、不登校や引きこもりを経験、障害で生きづらさを感じている子ども・若者など、この社会に居場所がなかなか見つからない子ども・若者たちを無償で応援するNPOです。



これからのために
女性が経済的に自立し、子どもに貧困を連鎖させないためには、

- 男女の賃金格差を解消すること
- 男女問わず働きやすい労働環境を整備すること
- 家事や育児などを男女が均等に分担すること
- 貧困に陥らないよう、一人ひとりが将来を見据えた視点を若い頃から持つこと

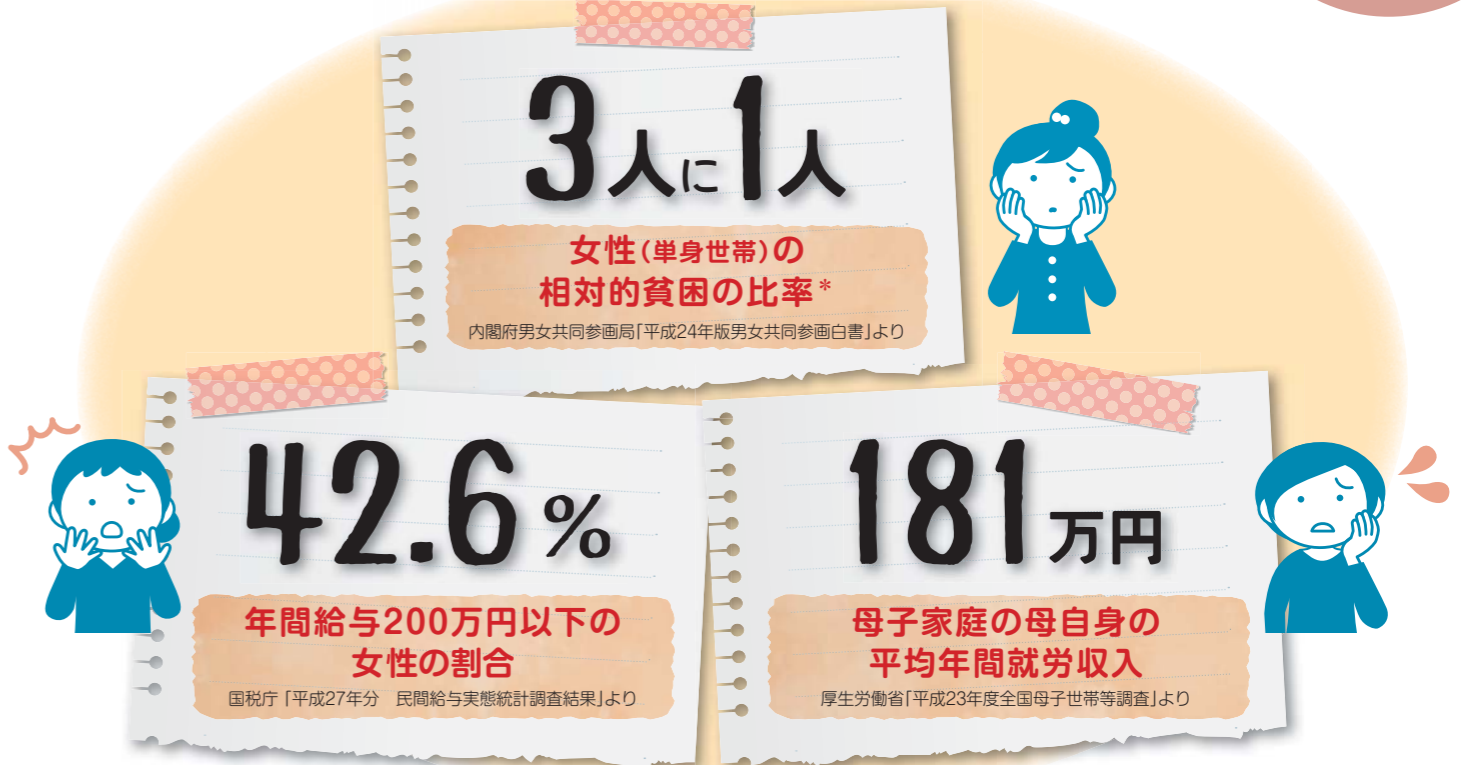
などが必要なのではないのでしょうか。

さいたま市の相談窓口

経済的な問題で生活にお困りの方は、下記の窓口で相談を受け付けています。

生活自立・仕事相談センター (各区福祉課内)

| | | | |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 西区 | 048-620-2656 | 桜区 | 048-856-6261 |
| 北区 | 048-669-6056 | 浦和区 | 048-829-6196 |
| 大宮区 | 048-646-3065 | 南区 | 048-844-7161 |
| 見沼区 | 048-681-6058 | 緑区 | 048-712-1162 |
| 中央区 | 048-840-6052 | 岩槻区 | 048-790-0191 |



*貧困の定義 等価可処分所得の中央値の半分に満たない場合を「相対的貧困」と定義しています。経済協力開発機構(OECD)が採用している指標で、近年の日本の場合は年間所得が122万円を下回る場合に「相対的貧困」とされます。

見過ごされてきた 男女の経済的格差

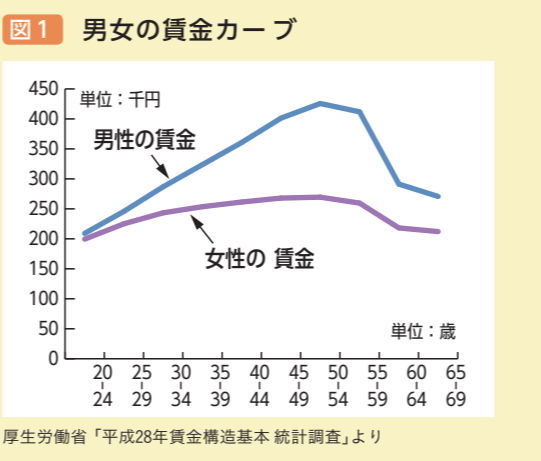
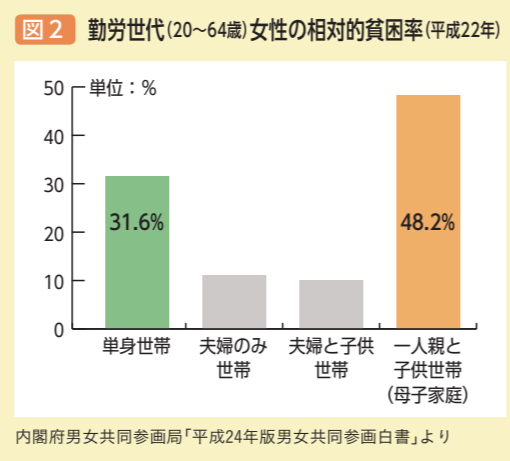
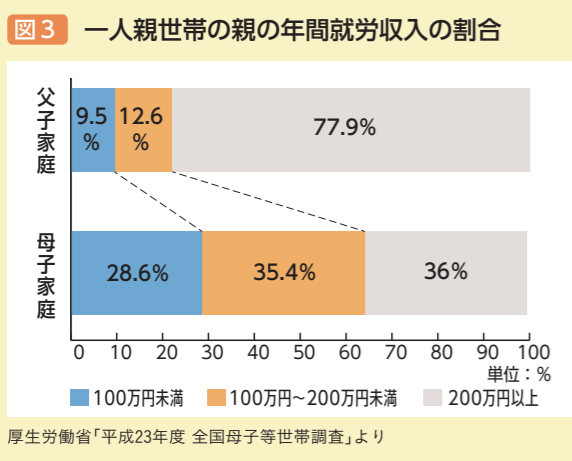
女性の貧困問題には様々な側面がありますが、固定的性別役割分担意識も大きな要因の一つです。従来の固定的性別役割分担意識では、男性が働いてお金を稼ぎ、女性は家事や育児に専念するのが当たり前とされ、経済的な自立をあまり求められませんでした。女性が生涯働き続けることが社会制度(税制や年金制度など)の中で想定されていなかったのです。

働く女性に対しても、性別による差別は続いてきました。募集・採用時にそもそも男性しか受け付けていない場合もあり、配置・昇進などの扱いに関しても男性との格差は当然とされてきました。女性は将来的に結婚・妊娠・出産を経験するので、生涯働き続ける男性と同等の、責任ある仕事は任せられないという意識が根強く残っていたのです。

「女性は結婚して、仕事をする夫を支えていけばよい」という風潮や差別的処遇により、男女の経済的格差という問題は現在に至るまで見落とされてきたのです。

依然として残る賃金の格差

男女雇用機会均等法の施行・改正によって、雇用面での性差別が禁止され、女性の社会進出が進みました。しかし、経済的な男女格差は依然として残ったままです(図1)。男性は定年まで年齢が上がるにつれて賃金も上昇していく傾向が強いですが、女性の賃金の伸びは男性よりも大きく鈍化しています。女性の給与が相対的に低い背景としては、結婚や出産を期に退職した場



母子世帯に貧困が集中

女性の貧困問題は、特に母子家庭で顕在化しやすいといえます。女性の貧困率は母子世帯と単身世帯で突出して高くなっています(図2)。母子世帯の母自身の平均年間就労収入は181万円で、200万円未満が64%となっており(父子世帯の父親の場合は平均360万円)(図3)、平成28年国民生活基礎調査によると、母子世帯の半数以上が貯蓄額50万円未満となっています。これは、子どもの進学のための学費を捻出するのも大変で、早いうちから大学などへの進学を諦めてしまつこともあるのではないのでしょうか。母子家庭では特に、親から子へと貧困が連鎖しやすい状態にあります。

また、近年は男女問わず非正規雇用の割合が増えており、経済的に不安定な立場に置かれています。さらには、現在では、労働者全体の賃金の低下、現役時代の減少が進むなか、かつてのように「仕事」か「家庭生活」かいずれの選択ではなく、男女ともに複数の役割をともに担っていくことが必要となります。